自立生活援助について

自立生活援助 サービスの概要

障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から退院・退所して自立した生活を営む障害者、単身等であって自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障害者に対して、一定の期間の中で自立した地域生活を継続していけるよう、理解力や生活力を補う観点から必要な支援を行うサービス

実施主体について(R6年度報酬改定)

一定の要件を満たす障害福祉サービス事業者等に限定されている 実施主体要件の廃止。



支援手順と内容

- (1) 自立生活援助計画の作成、評価
- (2) 概ね週に I 回以上、少なくとも月に2回以上の定期居宅訪問 (月 I 回の居宅訪問かつ、オンライン面談による支援も可)
- (3) 利用者から相談・要請時の訪問等による随時の対応
- (4) 利用者の心身の状況、環境、日常生活全般の状況把握
- (5)必要な情報の提供、助言、相談、同行による支援
- (6)関係機関との連絡調整
- (7) 利用者又は家族等との常時の連絡体制の確保
- (8) その他地域における自立した生活を営むために必要な援助



自立生活援助の留意事項

- ▶ 支給決定期間は | 年間。 延長は、審査会の個別審査で、必要性が認められる場合
- ▶ 自立生活援助計画作成後、少なくとも3月に1回以上モニタリングを行う。
- ▶ 障害者総合支援法の「地域定着支援」及び「就労定着支援」 横浜市障害者自立生活アシスタントとの併給は不可。

人員に関する基準

管 理 者		1名 ※サービス管理責任者や地域生活支援員・他事業の職 員と兼務可	
従業者	サービス管理責任者	常勤:利用者数60人以下 名以上 上記以外:利用者数30人以下 名以上 ※自立生活援助と地域相談支援の指定を併せて受け、かつ、 同一事業所にて運営している場合は、相談支援専門員と サービス管理責任者の兼務可	
	地域生活支援員	事業所ごとに1名以上	
	※ 同一の利用者に対して、サービス管理責任者と地域生活支援員との兼務可		

基本報酬

区分		地域生活支援員1人あたり利用者数		説明	
自立生活援助 サービス費	(I)	30人未満	30人以上	退所又は退院や急遽一人暮らしになっているように	
		I,566単位/月	1,095単位/月	なってからI年未満の利用者	
	(П)	30人未満	30人以上	上記以外の利用者	
		I,I72単位/月	82 単位/月		
	(皿)	700単位		月 I 回の居宅訪問かつ、オンライン面 談による支援	

加算①

	加算名		単位数		説明
	初回加算	初回加算 500単位/月		利用開始月に算定	
	同行支援加	1算	2回以下500単位/月 3回750単位/月 4回以上1000単位/月		利用者の外出に同行し手続等 の支援を行った月に算定
		(I)	常勤の地域生活支援員のうち、資格 保有者が35%以上	450単位	常勤の地域生活支援員の
	福祉専門職 員配置等	(11)	常勤の地域生活支援員のうち、資格 保有者が25%以上	300単位	うち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は
加算	加算	(皿)	地域生活支援員のうち、常勤職員が 75%以上又は勤続3年以上の常勤 職員30%以上	180単位	公認心理師の資格保有者 の割合により算定



加算②

加算		単位数	説明
緊急時支援加算	(I)	711単位/日	利用者又はその家族等からの要請に基づき、 深夜(午後10時から午前6時までの間)に訪問または一時的な滞在による支援を行った場合 地域支援拠点等の場合、さらに50単位加算
	(11)	94単位/日	利用者又はその家族等からの要請に基づき、 深夜(午後10時から午前6時)に電話による 相談援助を行った場合
日常生活支援情報提供加算		100単位/回	精神科病院に通院する利用者の必要な情報 を当該精神科病院に提供した場合に加算



加算③

加算名	単位数	説明
ピアサポート体制加算	I 00単位/月 体制加算	ピアサポート研修を修了した障害者 及びその他の従業員を配置している
居住支援連携体制加算	35単位/月 体制加算	居住支援法人や居住支援協議会と 連携体制を確保し、居住支援法人等 に対し、情報共有する場を設定する
地域居住支援体制強化推進加算	500単位/月	支援法人と共同して、居住に関する 説明及び指導を行い、その課題を協 議会等に報告する
集中支援加算	500単位/月	自立生活援助サービス費(I)において、月6回以上の訪問による支援 を実施した場合に加算

【参考】自立生活アシスタント事業

- 横浜市の事業で、単身等で生活する知的障害・精神障害・高次脳機能障害者に対し、地域生活を継続できるよう、自立生活アシスタントが具体的な生活の場面での助言やコミュニケーション支援を行う
- 自立生活援助のモデルとなった事業、自立生活援助が優先
- 利用期間の限定はなく、グループホームや家族との同居から単身生活へ移行を希望する方も支援対象
- 障害種別によりそれぞれ実施施設あり(37か所)

